

資 料 3

外来機能報告について

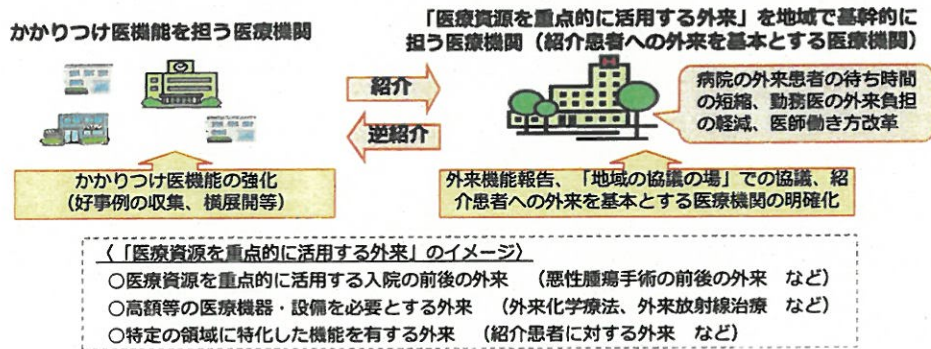
1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性（案）

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



12

参考

主な改正内容に関する施行スケジュール

令和3年6月3日医療部会資料（一部修正）

令和3年6月18日医療計画検討会資料

		公布							施行
		施行日	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主な改正内容									
長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等	R6.4.1に向け段階的に施行		労働時間短縮計画の案の作成 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価 審査組織によるC-2水準の個別審査 都道府県による特例水準対象医療機関の指定 労働時間短縮計画に基づく取組み 特例水準適用者への追加的健康確保措置 定期的な労働時間短縮計画の見直し、評価受審						
医療関係職種の業務範囲の見直し	R3.10.1施行		タスクシフト/シェアの推進						
医師養成課程等の見直し ※歯科は医科のそれぞれ1年後に施行	R5.4.1施行 ※受験資格の見直しはR7.4.1施行		共用試験の内容等の検討	医師法に基づく共用試験の実施 (合格者は臨床実習において医業を実施)			医師国家試験の受験資格において 共用試験合格を要件化		
新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け	R6.4.1施行		基本方針等の改正 ※新興感染症等対応を含む5疾病6専業・在宅医療等について検討	第8次医療計画策定作業		第8次医療計画(上半期)		第8次医療計画(下半期)	
地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援	公布日施行		※登録免許税の優遇措置は令和4年度まで 支援の実施						
外来医療の機能の明確化・連携	R4.4.1施行		施行に向けた検討	外来機能報告等の実施(施行状況等を踏まえ、改善検討)					
			外来医療計画ガイドライン見直し検討	外来医療計画見直しの検討	8次医療計画(外来医療計画を含む)に基づく外来機能の明確化・連携の推進				
持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長	公布日施行		制度の運用、令和5年10月以降の制度の検討						

13

2. (1) 地域における協議の場の基本的な考え方 (案)

22

地域における協議の場の基本的な考え方(案)

- これまで、外来医療の地域の協議の場において、外来医療計画(外来機能の偏在・不足等への対応)について協議が行われているところ。今回の医療法改正については、医療機関が外来機能報告を行い、地域の協議の場において、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」に関する協議とともに、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に関する協議を行うことにより、外来機能の明確化・連携を推進し、患者の流れのさらなる円滑化を図るもの。
- 本来、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」に関する協議とともに、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に関する協議を行うものであるが、外来医療に関するデータや議論の蓄積が少ない中で、令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であり、まずは、地域の協議の場において、外来機能の連携を示す紹介・逆紹介の状況も含めた外来機能報告のデータと医療機関の意向等に基づき、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」に関する協議を中心に行うことを検討してはどうか。
 - ※ 国において、令和4年1月から、外来機能の明確化・連携に向けたデータも含め、外来医療計画ガイドライン見直しの検討を実施（令和4年度に外来医療計画ガイドラインを見直し）
 - ※ 都道府県において、令和5年度に外来医療計画見直しを議論、令和6年度から第8次医療計画(外来医療計画を含む)を実施
- 地域の協議の場における参加者、協議の進め方、協議結果の公表等については、関係者による実質的な議論の活性化、効率的な協議、協議の透明性の確保、個人情報・経営情報の保護等の観点から検討してはどうか。
- 地域の協議の場については、国において都道府県が参考とするガイドラインを示した上で、都道府県が、改正医療法に基づき、ガイドラインを参考として、地域の実情に応じながら運営することができるように検討してはどうか。

23

2. (2) 外来機能報告・地域における協議の場のスケジュール (案)

24

外来機能報告・地域における協議の場のスケジュール(案)

① 「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」に関する協議のスケジュール

- 医療機関からの外来機能報告について病床機能報告と一体的に報告を行い、年度内に地域の協議の場における協議が行えるよう、以下のようなスケジュールを検討してはどうか。

<外来機能報告・地域における協議の場のスケジュール(案)>

4月～	・ 対象医療機関の抽出 ・ NDBデータ(前年度4月～3月)を対象医療機関別に集計
9月	・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設 ・ 対象医療機関にNDBデータの提供
10月	・ 対象医療機関からの報告(10/31報告期限)
12月	・ 10/31までに報告され、データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供
1～3月	・ 地域の協議の場における協議 ・ 都道府県による「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の公表 ・ 都道府県に集計結果の提供

② 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に関する協議のスケジュール

- 令和4年1月から外来医療計画ガイドライン見直しの検討を行う中で、検討することとしてはどうか。

[参考]病床機能報告のスケジュール(令和3年度の予定)

4月～	・ 対象医療機関の抽出 ・ NDBデータ(令和2年4月～令和3年3月)を対象医療機関別に集計	10月	・ 対象医療機関からの報告(10/31報告期限)
9月	・ 対象医療機関に病床機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設 ・ 対象医療機関にNDBデータの提供	12月	・ 10/31までに報告され、データ不備のないものについて、集計とりまとめ
		3月	・ 都道府県に集計結果の提供

25

2. (3) 地域における協議の場の参加者 (案)

地域における協議の場の参加者(案) ①

- 外来医療計画(外来機能の偏在・不足等への対応)に係る協議が地域の協議の場ですで行われ、多くの地域で地域医療構想調整会議が活用(29ページ参照)されている中で、今回の改正医療法に関する協議の参加者は、これまでの参加者を考慮しつつ、今回の協議に関係する者が参加するように検討する必要。

外来医療計画ガイドラインにおける地域の協議の場の参加者	地域医療構想策定ガイドラインにおける地域医療構想調整会議の参加者
(外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に求める事項など、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等を協議) ・都市区医師会等の地域における学識経験者や、病院・診療所の管理者、医療保険者、市区町村等の幅広いものとすることが望ましい ・議事等に応じて、参加を求める関係者(病院・診療所の管理者、地域における主な疾病等に関する学識経験者を含む)を柔軟に選定 ・特定の外来医療機能に関する議題を継続的に協議する場合等については、協議の場の下にワーキング・チームや専門部会等を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく方法も考えられる ・この場合、特定の議題に応じた関係者の参加を求めることとなるが、参加を求める関係者は、代表性を考慮した病院・診療所の管理者等の医療関係者、都市区医師会等の地域における学識経験者、市区町村等に加え、例えば、医療を受ける立場の参加が求められる場合には住民を加えるなど、柔軟に選定することが望ましい ・新規開業者の届出様式には、地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設け、協議の場において合意の状況を確認 ・合意がない場合等の新規開業者が地域で不足する外来医療機能を担うことを拒否する場合等には、臨時に協議の場を開催し出席要請を行うこととする。臨時の協議の場において、協議の場の主な構成員と出席要請を受けた当該新規開業者等の間で協議を行い、その協議結果を公表することとする。ただし、協議の簡素化のため、協議の形態については適宜持ち回り開催とし、新規開業者からは合意事項に合意をしない理由等の文書の提出を求める等の柔軟な対応を可能とする。	(地域医療構想の達成を推進するために必要な事項を協議) ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとすることが望ましい ・議事等に応じて、参加を求める関係者(代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者等を含む)を柔軟に選定 ・開設・増床等の許可申請の内容や過剰な病床機能への転換に関する協議等の個別具体的な議論が行われる場合には、その当事者及び利害関係者等に限って参加することが適当 ・特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、地域医療構想調整会議の下に専門部会等を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく方法も考えられる ・この場合、特定の議題に応じた関係者の参加を求めることとなるが、参加を求める関係者は、代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の診療科等に関する学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市町村等に加え、例えば、医療を受ける立場からの参加が求められる場合には住民を加えるなど、柔軟に選定することが望ましい

地域における協議の場の参加者(案)②

①「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」に関する協議の参加者

- 患者の流れのさらなる円滑化は幅広く関係者の理解を得て推進する必要がある一方で、個別の医療機関の経営に影響する可能性のある協議が行われるため、以下のような参加者を検討してはどうか。

<参加者(案)>

- ・ 郡市区医師会等の地域における学識経験者、代表性を考慮した病院・診療所の管理者、医療保険者、市区町村等とすることが望ましい。
- ・ 次の医療機関については、当該地域の地域性や当該医療機関の特性等を考慮した議論が必要であり、当該医療機関の出席を求める。ただし、協議の簡素化のため、地域の実情に応じて、当該医療機関から、国の基準と意向が合致しない理由等の文書の提出を求める等の柔軟な対応を可能とする。
 - (1)「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の国の基準に該当するものの、外来機能報告において「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向のない医療機関
 - (2)「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の国の基準に該当しないものの、外来機能報告において「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向のある医療機関

※ 患者の流れのさらなる円滑化は住民の理解が必要であり、協議プロセスの透明性の確保の観点からも、地域の協議の場に提出する資料のうち、患者情報や医療機関の経営に関する情報(一般的に閲覧可能なものは除く)は非公開とし、その他の資料、協議結果は住民に公表することを検討してはどうか。(49ページ参照)

② 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に関する協議の参加者

- 令和4年1月から外来医療計画ガイドライン見直しの検討を行う中で、検討することとしてはどうか。

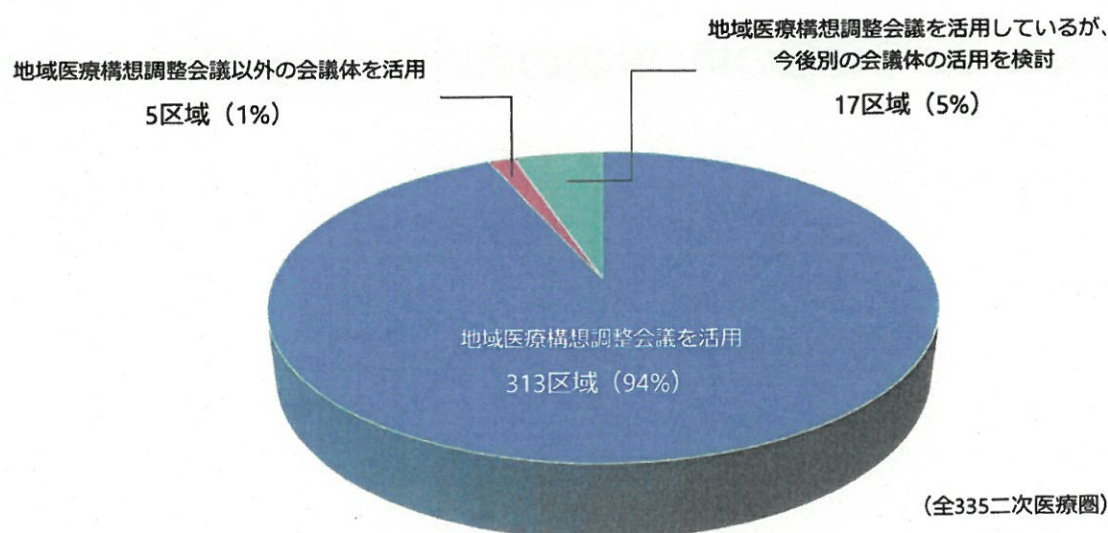
28

参考

外来医療計画に係る協議の場の設置状況

- 外来医療計画に係る協議の場は多くの二次医療圏で地域医療構想調整会議を活用している

外来医療計画を含む外来機能に係る協議の場の設置状況 (2021年7月時点)



医政局地域医療計画課調査

29

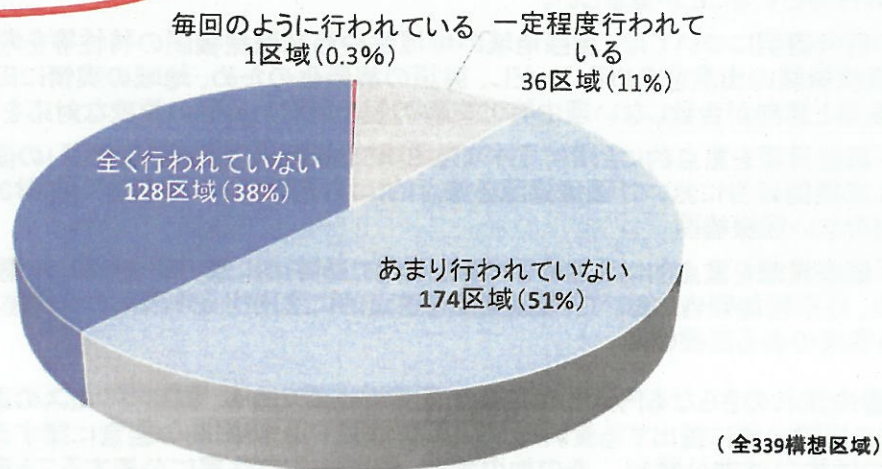
地域医療構想調整会議における外来機能を含めた議論の実施状況

医療計画の見直し等に関する
検討会資料(令和2年10月30日)

○ 地域医療構想調整会議における外来機能を含めた議論について、「全く行われていない」または「あまり行われていない」とする構想区域が全体の約89%。

地域医療構想調整会議における外来機能を含めた議論※の実施状況(2020年3月時点)

※外来医療計画の策定等に関する議論は含まない



「一定程度行われている」は、以下のようなケース。

- ・ 調整会議で、毎回ではないが、頻繁に外来の議論があるような場合
- ・ 調整会議で議論する回数は限られているが、外来の議論も含めた深掘りした議論がなされるような場合

「あまり行われていない」は、以下のようなケース。

- ・ 何度も調整会議を行う中の数回で、多少外来の議論があったような場合
- ・ 調整会議でよく意見はあるが、深まらない議論であったり、単独の方の単発の意見であったりするような場合

出典：医政局地域医療計画課調べ

30

2. (4)地域における協議の場の協議の進め方、協議結果の公表(案)

地域における協議の場の協議の進め方、協議結果の公表(案)①

- ①「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」に関する協議の進め方、協議結果の公表については、以下のように検討してはどうか。

<協議の進め方(案)>

- ▶ 外来機能報告データ等の共有、外来医療提供体制の現状と課題の認識共有
 - ・ 外来機能報告データや既存の統計調査等で明らかとなる地域の外来医療提供体制の現状と課題について、参加する関係者で認識を共有する。
- ▶ 「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の協議
 - ・ 外来機能報告から整理された、医療機関ごとの「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の意向の有無、国の基準の適合状況、外来医療の実施状況等を踏まえて議論する。
 - ・ その際、特に、国の基準と医療機関の意向が合致しない医療機関(28ページの(1)・(2)の医療機関)について、当該地域の地域性や当該医療機関の特性等を考慮して議論する。
 - ・ 地域の協議の場(一回目)で医療機関の意向と異なる結論となった場合は、当該医療機関において、地域の協議の場での議論を踏まえて再度検討を行っていただき、当該医療機関の再度検討した意向を踏まえ、地域の協議の場(二回目)での協議を再度実施する。
 - ・ 「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」について、医療機関の意向と地域の協議の場での結論が最終的に一致したものに限り、協議が整ったものとして、協議結果を取りまとめて公表する。

32

地域における協議の場の協議の進め方、協議結果の公表(案)②

<協議結果の公表(案)>

- ・ 地域の外来機能の明確化・連携を進め、患者の流れのさらなる円滑化を図るには、住民に医療機関の外来機能を理解して受診いただくことが重要。特に、紹介患者への外来を基本とする「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」については、その役割を含めて周知する必要があり、都道府県報やホームページによる公表、プレスリリース等によるマスコミへの周知、シンポジウム・講演・SNS等による周知・呼びかけなど、幅広い世代の住民に行き渡るように公表を行う。(49ページ参照)

- ② 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に関する協議の進め方、協議結果の公表については、令和4年1月から外来医療計画ガイドライン見直しの検討を行う中で、検討することとしてはどうか。

〔医療機関の意向、地域の協議の場での協議、協議結果の関係〕

医療機関の意向	地域の協議の場での協議	協議結果
※ 国の基準を踏まえ、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向の有無を報告	※ 医療機関ごとの意向の有無、国の基準の適合状況、外来医療の実施状況等を踏まえて議論 ※ その際、特に、国の基準と医療機関の意向が合致しない医療機関について、当該地域の地域性や当該医療機関の特性等を考慮して議論	
「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となる意向あり	当該医療機関が「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となることの協議が整う	当該医療機関が「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」となるものとして公表
意向あり	協議が整わない	—
意向なし ※ 当該医療機関において、地域の協議の場での議論を踏まえて再度検討を行い、意向が変わる場合もある	協議が整わない	—

33

